

吸収合併に関する事後開示書類

(会社法第 801 条第 1 項および会社法施行規則第 200 条に定める書面)

2022 年 5 月 1 日

ENECHANGE 株式会社

2022年5月1日

ENECHANGE 株式会社
代表取締役 CEO 城口 洋平
代表取締役 COO 有田 一平

吸収合併に関する事後開示書面

当社は、2022年2月25日付でオーベラス・ジャパン株式会社（以下、「オーベラス」といいます。）との間で締結した吸収合併契約に基づき、2022年5月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、オーベラスを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行いました。

本吸収合併に関する事項は、下記のとおりです。

記

1. 効力発生日（会社法施行規則第200条第1号）
本吸収合併は、2022年5月1日に効力を生じました。
2. 吸収合併消滅会社における法定手続の経過（会社法施行規則第200条第2号）
 - (1) 反対株主の差止請求手続（会社法第782条の2）
オーベラスの株主は当社1社のみのため、吸収合併消滅会社であるオーベラスに対し、吸収合併の差止請求をした株主はございませんでした。
 - (2) 反対株主の株式買取請求手続（会社法第785条）
オーベラスの株主は当社1社のみであり、会社法784条第1項本文に規定する略式合併の手続を行ったため、会社法第785条の規定に基づく各手続は不要となることから、反対株主の株式買取請求手続は実施しておりません。
 - (3) 新株予約権買取請求手続（会社法第787条）
オーベラスが、新株予約権を発行していなかったため、該当事項はございません。
 - (4) 債権者保護手続（会社法第789条）
オーベラスは、会社法第789条第2項の規定により、2022年3月10日付の官報で本吸収合併に対する異議申述公告を行い、同日付（一部同月15日付）の発送により、知れている債権者に対し、各別の催告を行いました。異議申述期限までに債権者からの異議の申し出はございませんでした。
3. 吸収合併存続会社における法定手続の経過（会社法施行規則第200条第3号）
 - (1) 反対株主の差止請求手続（会社法第796条の2）
本吸収合併は、会社法第796条第2項に定める簡易合併に該当するため、会社法第796条の2ただし書きにより、該当事項はございません。
 - (2) 反対株主の株式買取請求手続（会社法第797条）
当社は、会社法第797条第3項及び第4項の規定に基づき、2022年3月10日付で株主に対する通知に代わる公告を行いました。会社法第796条第3項に定める株主からの反対通知は同通知期限（同月23日）までに一切ございませんでした。なお、本吸収合併は、会社法第796条第2項本文に定める簡易合併に該当するため、会社法第797条第1項ただし書きにより、同条第1項本文に定める反対株主の株式買取請求の適用はございません。
 - (3) 債権者保護手続（会社法第799条）
当社は、会社法第799条第2項および同第3項の規定により、2022年3月10日付官報および同日付の電子公告において、本吸収合併に対する異議申述の公告を行いました。異議申述期限までに債権者からの異議の申し出はございませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項
(会社法施行規則第 200 条第 4 号)
当社は、本吸収合併の効力発生日をもって、オーベラスからその権利義務の一切を承継いたしました。
5. 吸収合併消滅会社の事前開示書面 (会社法施行規則第 200 条第 5 号)
オーベラスの事前開示書類は別紙のとおりです。
6. 登記変更日 (会社法施行規則第 200 条第 6 号)
2022 年 5 月 1 日以降速やかに必要な登記申請を行う予定です。
7. その他吸収合併に関する重要な事項 (会社法施行規則第 200 条第 7 号)
該当事項はありません。

以上

(別添)

吸収合併に関する事前開示書類

2022年3月10日

オーベラス・ジャパン株式会社

2022年3月10日

オーベラス・ジャパン株式会社
代表取締役 有田 一平

吸収合併に関する事前開示書面

(吸収合併存続会社／会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく事前開示書面)

当社は、2022年2月25日付けでENECHANGE株式会社との間で締結した吸収合併契約に基づき、2022年5月1日を効力発生日として、ENECHANGE株式会社を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行うこととしました。本吸収合併に関し、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容
【別紙1】のとおりです。
2. 合併対価の相当性に関する事項
完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。
3. 新株予約権の対価の定めに関する事項
吸収合併消滅会社である当社は、新株予約権を発行していませんので、該当事項はありません。
4. 吸収合併存続会社の計算書類等に関する事項
 - (1) 最終事業年度に係る計算書類等
最終事業年度のENECHANGE株式会社の計算書類等は、【別紙2】のとおりです。
 - (2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象
該当事項はありません。
5. 吸収合併消滅会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
当社は、2021年4月期末において、電力事業（電力切替サービス、当社のエネルギープラットフォーム事業に該当）以外に、不動産事業（不動産売買プラットフォームサービス運営等、電力事業以外の全ての事業を指します）を行っていましたが、同年10月30日を効力発生日として、当該不動産事業は別会社（株式会社 the REMS）に吸収分割により移管しております。
そして、当社は、ENECHANGE株式会社が当社の電力事業のみを買収する形で、同年11月1日付で当社の発行済株式の全てを保有株主から譲り受けたことにより、ENECHANGE株式会社の完全子会社となっております。
6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項
本吸収合併効力発生後のENECHANGE株式会社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収合併後のENECHANGE株式会社の収益状況及びキャッシュフローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。
したがって、本吸収合併後におけるENECHANGE株式会社の債務について履行の見込みがあるものと判断いたします。

以上



吸収合併契約書

ENECHANGE 株式会社（以下「甲」という）とオーベラス・ジャパン株式会社（以下「乙」という）とは、以下のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（存続会社及び消滅会社）

1. 甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併（以下「本合併」という）を行い、甲が乙の権利義務の全部を承継して存続し、乙は解散する。
2. 本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、以下のとおりである。
 - (1) 吸収合併存続会社
商号 ENECHANGE 株式会社
住所 東京都千代田区大手町二丁目6番2号
 - (2) 吸収合併消滅会社
商号 オーベラス・ジャパン株式会社
住所 東京都千代田区大手町二丁目6番2号

第2条（乙の株主に交付する対価）

甲は、乙の発行済み株式のすべてを所有しているため、本合併に際し、乙の株主に対する株式その他の金銭等の交付は行わない。

第3条（増加すべき存続会社の資本金等）

本合併により、甲の資本金及び資本準備金は増加しない。

第4条（合併承認決議）

1. 本合併は、会社法第796条第2項に定める簡易合併の規定及び同法第784条第1項に定める略式合併の規定により、甲及び乙において、本合併に関する株主総会の決議を得ないで行う。ただし、会社法第796条第3項に規定する場合はこの限りではない。
2. 甲及び乙は、相手方に対し、本契約締結日までに、甲においては取締役会を開催し本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する決議を完了していること、乙においては取締役による本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する決定を完了していることを、それぞれ保証する。

第5条（合併の効力発生日）

本合併の効力発生日（以下「効力発生日」という）は令和4年5月1日とする。但し、合併手続の進行上必要がある場合、甲乙が協議の上、これを変更することができる。

第6条（権利義務の承継）

1. 甲は、効力発生日に乙の資産、負債及び権利義務その他の法律関係一切を承継する。
2. 甲は、本合併の効力発生日における乙の従業員を引き継ぐものとし、その処遇については、甲乙間で協議の上決定する。

第7条（会社財産の善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良な管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その重要な財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議の上、これを行う。

第8条（条件の変更、解除）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまでに、甲又は乙の資産、負債、経営の状況など本契約締結の前提となる事情に重大な変動が生じたとき、これらに誤りがあったことが発覚したとき、又は本合併の実行に重大な支障となる事態若しくは著しく困難にする事態が生じたときは、甲乙協議の上、本契約の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（解除）

1. 甲及び乙は、相手方が本契約に違反した場合に、相当の期間を置いて催告したにもかかわらず是正されないときは、効力発生日前までに限り、本契約を解除することができる。
2. 甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当したときは、効力発生日前までに限り、催告その他の手続を要することなく直ちに、本契約を解除することができる。
 - (1) 相手方の振出、裏書、保証に係る手形・小切手が不渡りとなったとき、又は相手方が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (2) 相手方の資産につき仮差押、仮処分、差押、保全差押、滞納処分又はこれに類する法的手続（日本国外における同様の手続を含む）が開始されたとき。
 - (3) 相手方につき、破産、民事再生、会社更生、特別清算の各手続開始の申立てがあったとき、特定調停の申立てがあったとき、その他これに類する法的手続（日本国外における同様の手続を含む）の開始の申立てがあったとき。

第10条（合併契約の効力）

本契約は、甲若しくは乙の適法な機関決定又は法令に基づき本合併に必要とされる関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失う。


第11条（協議事項）


本契約に定めるもののほか、本合併に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲乙間で協議のうえ、これを定める。

（以下余白）

以上、本契約の成立を証するため、本契約書2通を各当事者が記名押印して作成し、各自1通を保管する。

令和4年2月25日

甲：(住所) 東京都千代田区大手町二丁目6番2号
ENECHANGE 株式会社
代表取締役 CEO 城口 洋平 

乙：(住所) 東京都千代田区大手町二丁目6番2号
オーベラス・ジャパン株式会社
代表取締役 有田 一平 

事 業 報 告
2021 年 1 月 1 日から
(2021 年 12 月 31 日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の新たな変異株の出現により感染再拡大が懸念される中、感染対策を施し社会経済活動を継続することで、徐々に個人消費や企業収益に持ち直しの動きがみられました。景気の先行きについては、ワクチン接種の進展や感染対策の徹底による経済活動の段階的再開や海外需要の回復等もあり、景気が持ち直していくことが期待される一方、変異株の感染再拡大による内外経済への影響や、各国の中央銀行による金融政策の変更による影響等、依然として不透明な状況となっております。

当社グループが属するエネルギー業界を取り巻く環境におきましては、2021 年 6 月 18 日に経済産業省より「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」の具体案が公表され、脱炭素社会の実現に向けた現状の課題と今後の取組についての内容が示されました。また 2021 年 10 月 22 日には第 6 次エネルギー基本計画が閣議決定され、2050 年のカーボンニュートラルを実現するために、世界的な脱炭素化に向けた動きの中で、国際的なルール形成を主導し、これまで培ってきた脱炭素技術、新たな脱炭素に資するイノベーションにより国際競争力を高めるためのエネルギー政策の道筋が示されました。グリーン成長戦略の中心となる電力業界においては、当社のベース市場である電力販売額は約 13 兆円（注 1）となっており、2050 年にはさらに最大 40%程拡大し、約 18 兆円規模となることを見込まれております（注 2）。電力ガス事業者間の競争激化や国全体での電力切替件数の増加を背景とした電力業界の広告予算拡大により、当社の「エネルギープラットフォーム事業」の対象市場は拡大しているものと見ており、また「エネルギーの 4 D」と呼ばれるエネルギー業界の構造改革へ対応するための新規システム投資需要を背景としたエネルギー業界の IT 予算増加により、当社の「エネルギーデータ事業」の対象市場は拡大しているものと見ております。また、新型コロナウイルス感染症の流行による社会全体でのデジタル・トランスフォーメーション（DX）ニーズの高まりにより、「エネルギープラットフォーム事業」ではオンラインでの切替需要増加、「エネルギーデータ事業」では、電力ガス事業者からの DX サービスの導入需要増加など当社業績にとっては好影響になる要素も多い状況です。他方で、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の発令や外出自粛等により「エネルギープラットフォーム事業」における法人ユーザーを中心として一時的に電力需要が落ち込むなど、当社業績に一部マイナスの影響もございました。

このような環境のもと、カーボンゼロの実現を推進する当社グループでは、「エネルギープラットフォーム事業」において展開する「エネチェンジ」（家庭向け電力・ガス切替プラットフォーム）及び「エネチェンジ Biz」（法人向け電力・ガス切替プラットフォーム）の 2 サービスについて、自社チャネルで培った電力ガス切替プラットフォームのシステムを他社に提供するパートナー戦略の推進や、各種ユーザビリティの向上を目的とした新機能の開発に注力してまいりました。

また、「エネルギーデータ事業」においては、主に電力ガス事業者向けにクラウド型で提供する、デジタルマーケティング支援 SaaS「EMAP（イーマップ = Energy Marketing Acceleration Platform）」及び電力スマートメーターデータ解析 SaaS「SMAP（スマップ = Smart Meter Analytics Platform）」等のサービスにつき、継続的な新規機能開発と更なる電力ガス事業者への営業強化に努めてまいりました。加えて、脱炭素社会の実現に向けた電気自動車（EV）の普及にあわせ、EV ユーザーの利便性向上及び EV 充電器の設置を通じた駐車スペースの価値向上を目的とした新サービス「エネチェンジ EV 充電サービス」の新規提供を開始しました。

以上の結果、当連結会計年度の当社グループの業績は、売上高 3,018,003 千円（前期比 76.2%増）、営業利益 40,875 千円（前期比 23.3%減）、経常損失 2,400 千円（前期は経常利益 6,216 千円）、親会社株主に帰属する当期純損失は 85,586 千円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失 16,743 千円）となっております。

なお、営業外費用で、株式交付費及び支払手数料 53,921 千円（前期は 2,042 千円）を計上し

ております。これは主に2021年12月に実施した新株発行を伴う公募増資に係るものであります。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

①エネルギープラットフォーム事業

「エネルギープラットフォーム事業」においては、自社チャネル・パートナーチャネルの拡大に伴い家庭・法人共に切替件数が堅調に推移した他、2021年11月に実施したオーベラス・ジャパン株式会社の買収により、継続報酬対象ユーザー数は前連結会計年度比59.4%増の387,714件となりました。また切替時の一時報酬の増加等により、ARPU（注3）は前連結会計年度比40.5%増の5,714円となりました。以上の結果、セグメント売上高は2,215,384千円（前期比124.0%増）、セグメント利益は319,489千円（前期比68.0%増）となりました。

②エネルギーデータ事業

「エネルギーデータ事業」においては、デジタルマーケティング支援SaaS「EMAP」、電力スマートメーターデータ解析SaaS「SMAP」等の既存顧客への継続的なサービス提供や新規顧客への導入を進めた結果、顧客数は前連結会計年度比56.3%増の50社となりました。他方、既存顧客へのクロスセルと低単価プロダクトの導入の進捗によりARPUは前連結会計年度比29.1%減の16,052千円となりました。以上の結果、セグメント売上高は802,618千円（前期比10.9%増）、セグメント利益は180,905千円（前期比15.8%減）となりました。

- (注) 1.電力・ガス取引監視等委員会「電力取引報結果」の電力販売額より算出。
2.経済産業省「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」（2021年6月18日）より
3.Average Revenue Per Userの略称であり、1ユーザー当たりの平均収益を意味しておりません。

(2) 設備投資についての状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は78,393千円（無形固定資産含む）であり、主にソフトウェアの開発にかかる設備投資であります。

(3) 資金調達の状況

当社は、機動的な資金調達を目的として、金融機関2行と300,000千円の当座貸越契約を締結し融資枠を設定しております。当該契約に基づく当期末における借入実行残高は9,900千円です。

当社は、2021年1月15日に第三者割当により57,000株の新株式を発行し、31,464千円の資金調達を、また、2021年12月14日に公募増資により750,000株の新株式を発行し、3,914,850千円の資金調達をおこないました。

また、オーベラス・ジャパン株式会社の株式取得資金として金融機関より250,000千円の調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「Changing Energy for a Better World～エネルギーの未来をつくる～」というミッションを掲げ、エネルギー革命の軸となる「エネルギーの4D」、すなわち自由化（Deregulation）、デジタル化（Digitalization）、脱炭素化（Decarbonization）、分散化（Decentralization）に資する分野を主な事業の領域としております。これらの分野において、エネルギー分野特化型の「エネルギーテック」企業グループとして、エネルギーに関するデータの活用促進を通じ、相互シナジーを活かした事業展開を行い、「エネルギーの4D」におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進することで、「エネルギー分野におけるデータプラットフォーム」というユニークなポジショニングで、エネルギーテック領域でカテゴリーリーダーとなることを目指しております。

また、当社グループは、長期においてはフリーキャッシュ・フローの最大化による企業価値の向上、そして中期においてはフリーキャッシュ・フローの源泉となる売上高の成長を重視しております。そのために、売上高を「顧客数」×「ARPU」と定義し、高い売上高成長率とと

もに安定した経営基盤を構築するために、ストック型の収益を重視する事業展開を行うとともに、積極的な成長投資を通じた「顧客数の最大化」と「継続的なサービスラインアップの拡充による顧客提供価値の増大による ARPU の向上」に取り組んでまいります。

上記を踏まえ、当社グループとして取り組むべき主な課題は以下の項目と認識しており、課題の解決に向けた取り組みを進めております。

<競争優位性の確保について>

①ストック型収益基盤の強化

当社グループは「エネルギープラットフォーム事業」と「エネルギーデータ事業」を展開しておりますが、今後持続的な成長を維持するためには、ストック型収益基盤のより一層の強化が必要であると考えております。

「エネルギープラットフォーム事業」においては、ユーザーの電気・ガス代の従量制で継続的に発生するストック型の切替報酬の対象となる継続報酬対象ユーザー数が重要な指標となります。当社サービスの月間解約率は約 1.3%（注1）であるため、電気・ガスの利用自体は、長期にわたり予見性が高いインフラであることを考慮すると、今後もストック型収益基盤は拡大していく見込みです。また、LTV/CAC（注2）を考慮しながら、効果的なプロモーション活動やパートナーシップの拡大を継続していき、「エネチェンジ」ブランドの知名度を向上させる方針です。

「エネルギーデータ事業」においては、月額ソフトウェアライセンス料（保守運用費を含む）がストック型収益の基盤であるため、当社の提供サービスを導入している顧客数が重要な指標となります。また、エネルギー業界特化型の SaaS 事業者としては、直接的な対象顧客は電力・ガス事業者であることから社数が限定的になるため、利用者数に応じた従量課金体系を採用することで、電力・ガスを利用するエンドユーザーを、サービスの間接的な顧客とし、収益基盤の継続的な拡大を目指します。そのためにも、「EMAP」及び「SMAP」の継続的なプロダクト開発と積極的なプロモーション・営業活動を推進してまいります。特に電力業界においては、今後の制度改革による分散化技術の重要性拡大が見込まれるため、分散化領域においては様々なプロダクト開発に取り組む方針ですが、中でも電気自動車（EV）の急速な普及・拡大が見込まれる中においては、EV の充電サービスにおけるプロダクト開発に注力する方針であります。

②エンジニア主体によるプロダクト開発の強化

エネルギー業界においては、今後のデジタル化の更なる進展に伴い、ビッグデータ解析や AI といった技術を活用したプロダクト開発の重要性がますます増してくるものと見込まれます。そのような中、当社グループでは、エンジニア出身である両代表取締役を中心として、高いエンジニア比率を有する組織構造を保つことでエンジニア主体によるプロダクト開発を強化しています。コア技術を自社開発することを基本方針として、技術部門の陣容を強化しつつ、必要に応じてライセンス調達等を組み合わせながらプロダクトの開発強化を推進してまいります。これらの実現には、高い採用力を維持・強化することが必要であり、今後も採用活動には人的・資金的投資を積極的に行っていくと同時に、当社グループのミッションである「Changing Energy for a Better World～エネルギーの未来をつくる～」を積極的に発信し、当社グループのミッションへの共感を軸とした採用力強化にも注力していきます。

③電気自動車（EV）分野における新規事業推進

急速に変化し続けるエネルギー業界において、当社グループが企業価値を向上させ、高い成長を実現していくためには、既存事業の規模の拡大と収益源の多様化に加え、積極的な新規事業の発掘と育成が課題と認識しております。このような環境下において、当社グループは、「エネルギーの 4 D」の全てにおいて総合的にデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進するサービスを提供することでエネルギー分野における競争優位性を確立していくことが重要と考えています。当社グループは、既に自由化・デジタル化・脱炭素化領域での取り組みを進めており、残された分散化領域、すなわち太陽光発電や風力発電等の小規模な分散型電

源、電気自動車やその他蓄電技術が広く普及していく中での事業検討については、Japan Energy Challenge というアクセラレーションプログラムの運営を通じ、海外の有望な電気自動車、蓄電池制御関連のエネルギーベンチャーとの協業検討を中心に進めてきました。特に電気自動車分野においては、ガソリン業界9兆円市場を取り込む可能性を秘めており、運輸部門の脱炭素化、電気自動車・プラグインハイブリッド車への振興政策、CASE（注3）などの技術革新も重なり、今後の市場拡大が見込めるものと考えております。当社グループとしては、電力の顧客基盤と電力データの解析技術を活用し、2021年度に新規に立ち上げたEV充電サービス事業を推進してまいります。

④提携電力会社との提携強化

国際的なエネルギー価格の高騰を受けて、電気料金における燃料調整費が増加し、電力使用者の負担が大きくなっています。コスト意識の向上により電力切替が促進される一方で、日本卸電力取引所（JEPX）での電力取引価格の上昇により、一部の電力会社は事業撤退やユーザー獲得の一時停止、販売促進費用の削減（当社における一時報酬の減少）を行う等、一部影響が出始めています。当社グループとしては電力の小売事業を行わず、あくまでプラットフォームとしての事業運営を行っているため、現時点においては当社グループの事業展開及び経営成績に重大な影響を及ぼす状況ではございませんが、引き続き今後の状況を注視するとともに、効率的なプロモーション施策の立案と実施や、更なるパートナーシップの拡大等、提携電力会社との提携を強化することで、外部環境の変化に対応してまいります。

- (注) 1. 解約率は2021年12月期の数値（2021年12月期上半期のJEPX価格の高騰に伴う「市場連動型プラン」契約者からの解約影響は一時的要因として除く）を指しております。プラットフォーム事業については、解約数は家庭・法人ユーザーの「前期末時点の継続対象ユーザー数 + 今期に獲得した新規継続対象ユーザー数 - 期末時点の新規対象ユーザー数」で算出し、解約率は当該期間内における「解約数/継続対象ユーザー数」にて算出しております。平均月次解約率は「過去12カ月における平均月次解約数/過去12カ月における平均月次継続対象ユーザー数」にて算出しております。
2. LTV（Life Time Valueの略称であり、顧客生涯価値を指します）とCAC（Customer Acquisition Costの略称であり、顧客獲得単価を指します）の比率で、マーケティング活動の投資効率を測る指標となります。
3. Connected（コネクテッド）、Autonomous（自動運転）、Shared & Services（カーシェアリングとサービス/シェアリングのみを指す場合もある）、Electric（電気自動車）の頭文字をとった造語

<管理体制の強化について>

⑤情報管理体制の強化

当社グループが運営する事業においては、顧客情報や個人情報を多く取り扱っており、これらの情報管理体制の一層の強化が重要であると考えております。

個人情報保護方針及びインサイダー取引の未然防止を含む社内規程の整備並びに運用の徹底、社内研修の実施を通じて、これらの情報については厳正に管理しておりますが、引き続き社内システムの一層のセキュリティ強化、社内研修の更なる整備等を図り、情報管理のための管理体制を強化してまいりたいと考えております。

⑥システムの安定的な稼働

当社グループが提供する各種サービスはインターネットを利用したサービスであり、システムの安定的な稼働が不可欠であります。そのため、ユーザー数の増加や取り扱いデータ容量の拡大に伴うシステム投資や適切な人員体制の拡充を引き続き計画的に行ってまいります。なお、データのバックアップ体制強化についても引き続き努めてまいります。

⑦組織体制の強化

組織の拡大と成長速度を両立させるためには、意思決定のプロセスの迅速化と優秀な人材を

確保し続けていくことが重要であると考えております。これらの課題に対処するために、内部統制とのバランスを取りながら意思決定を迅速に行うため役職員への適切な権限付与を整備しつつ、自社知名度の向上、教育・研修の拡充、採用活動の強化による最適な人材の確保・育成に努めてまいります。

⑧内部管理体制の強化

当社グループは社歴が浅く、内部管理体制も小規模なものになっております。一方、今後継続的に当社グループが成長を遂げていく上では、求められる機能の拡大や高度化が見込まれるため、経営上のリスクを適切に把握し、当該リスクを適切にコントロールするためにも、内部管理体制の強化を行っていく必要があると考えております。具体的には、財務、人事、IR、法務等、それぞれの分野でコア人材となりうる高い専門性や豊富な経験を有している人材を採用するとともに、内部管理体制のより一層の充実化を行うことで、更なるコーポレート・ガバナンスの充実にも努めてまいります。

⑨財務体質の強化

当社グループの連結貸借対照表の状況は、2021年12月期末において有利子負債1,009百万円、純資産4,813百万円（有利子負債／純資産比率0.21倍）、現金及び預金は5,571百万円となっており、また、営業活動によるキャッシュ・フローは481百万円の収入となっております。このことから、財務体質の健全性については、現時点において特段の懸念は生じていないものと考えております。然しながら、ストック型収益基盤の強化を図るにあたり、「エネルギープラットフォーム事業」における効果的なプロモーション活用やパートナーシップの拡大並びにM&Aの推進、また、「エネルギーデータ事業」における「EMAP」及び「SMAP」並びに「EV充電サービス」の継続的なプロダクト開発や積極的なプロモーション・営業活動等に関して、成長をより加速させるための資金需要が生じる可能性があり、資金需要が顕在化した際には、適時に資金調達を検討してまいります。

（5）財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区分	2018年度 第4期	2019年度 第5期	2020年度 第6期	2021年度 第7期 (当連結会計年度)
売上高(千円)	—	—	1,713,196	3,018,003
経常利益又は経常損失 (△)(千円)	—	—	6,216	△2,400
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)(千円)	—	—	△16,743	△85,586
1株当たり当期純損失 (△)(円)	—	—	△0.78	△3.25
総資産(千円)	—	—	1,967,194	6,949,357
純資産(千円)	—	—	852,464	4,813,863
1株当たり純資産額(千 円)	—	—	36.26	163.09

- (注) 1. 当社では、第6期より連結計算書類を作成しておりますので、第5期以前の状況は記載しておりません。
2. 2020年9月17日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を、2021年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を、2022年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失(△)を算出しております。

②当社の財産及び損益の状況

区分	2018年度 第4期	2019年度 第5期	2020年度 第6期	2021年度 第7期 (当事業年度)
売上高(千円)	990,581	1,058,907	1,505,110	2,840,640
経常利益又は 経常損失(△)(千 円)	87,892	△264,745	6,579	△29,241
当期純利益又は 当期純損失(△) (千円)	85,601	△244,723	△15,278	△112,027
1株当たり当期純利 益 又は当期純損失 (△)(円)	4.08	△11.65	△0.71	△4.26
総資産(千円)	818,703	1,044,832	1,939,320	6,989,532
純資産(千円)	587,475	342,751	855,568	4,913,100
1株当たり純資産額 (円)	27.30	△38.62	36.38	166.46

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数により算出しております。

2. 2020年9月17日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を、2021年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を、2022年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)を算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
SMAP ENERGY LIMITED	202.70 (ポンド)	100%	エネルギーデータ事業 (エネルギーデータを 分析・活用するプロダ クトの開発・運営)
オーベラス・ジャパン 株式会社	10,000 千円	100%	エネルギープラットフ ォーム事業 (法人顧客向け電力切 替サービス)

(注) 2021年11月1日にオーベラス・ジャパン株式会社の全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

(7) 主要な事業内容(2021年12月31日現在)

事業	事業内容
エネルギープラットフォーム事業	消費者向け電力・ガス切替サービス「エネチェンジ」 「エネチェンジ Biz」等の運営
エネルギーデータ事業	エネルギー事業者向けクラウド型 DX サービス「EMAP」 「SMAP」等の運営

(8) 主要な事業所 (2021年12月31日現在)

名称	所在地
本社	東京都千代田区
子会社 (SMAP ENERGY LIMITED)	英国ロンドン
子会社 (オーベラス・ジャパン株式会社)	東京都千代田区

(9) 従業員の状況 (2021年12月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
エネルギープラットフォーム事業	49名	11名増
エネルギーデータ事業	54名	20名増
全社(共通)	19名	—
合計	122名	31名増

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
99名	20名増	35.2歳	1.7年

(注) 1.従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員)は除き、執行役員を含んでおります。

2.全社(共通)として記載されている従業員は、管理部門に所属しております。

(10) 主要な借入先及び借入額 (2021年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	459,900千円
株式会社日本政策金融公庫	300,000千円
株式会社商工組合中央金庫	250,000千円

- (11) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針
当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けておりますが、創業して間もないことから、財務体質の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図り、収益基盤の多様化や収益力強化のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

このことから創業以来配当は実施しておらず、第7期においても剰余金の配当は実施しておりません。今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針であります。なお、内部留保資金につきましては、財務体質の強化と人員の拡充・育成をはじめとした収益基盤の多様化や収益力強化のための投資に活用する方針であります。

将来的には、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案したうえで、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。

配当を行う場合には、期末配当にて年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。また、当社の配当の決定機関は取締役会であります。なお、当社は2020年9月1日開催の臨時株主総会決議により、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。なお、剰余金の配当基準日は、期末配当は毎年12月31日、中間配当は毎年6月30日とする旨を定款に定めております。

- (12) その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2021年12月31日現在)

- | | |
|--------------|-----------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 42,000,000 株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 14,733,190 株 (自己株式 43 株を含む) |
| (3) 株主数 | 8,771 名 |

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
城口 洋平	2,452,450 株	16.65%
有田 一平	1,441,758 株	9.79%
Energy Station Company Limited	1,199,700 株	8.14%
株式会社 大和証券グループ本社	900,000 株	6.11%
山口 貴弘	505,600 株	3.43%
株式会社 エプコ	480,000 株	3.26%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	439,900 株	2.99%
株式会社日本カストディ銀行 (証券投資信託口)	413,800 株	2.81%
BBH/BARCLAYS BANK PLC, JERSEY BRANCH NON TREATY-CLIENT	350,000 株	2.38%
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	341,200 株	2.32%

- (注) 1. 持株比率は自己株式 43 株を控除し計算し、小数点第 3 位以下を四捨五入しております。
2. 2022 年 2 月 4 日付でユービーエス・エイ・ジー (銀行) から提出された大量保有報告書 (変更報告書) において、2022 年 1 月 31 日現在で 1,568,700 株 (持株比率 5.32%) を保有している旨が記載されておりますが、当事業年度末日時点の株主名簿上で確認することができませんので、上記大株主には含めておりません。
3. 2022 年 2 月 7 日付でベイリー・ギフォード・アンド・カンパニ及び共同保有者 1 名から連名で提出された大量保有報告書 (変更報告書) において、2022 年 1 月 31 日現在で同社及びその共同保有者が 1,724,500 株 (持株比率合計 5.85%) を保有している旨が記載されておりますが、当事業年度末日時点の株主名簿上で確認することができませんので、上記大株主には含めておりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

期中の株式数の増加としては、当社は、2021 年 2 月 12 日の取締役会決議に基づき、2021 年 4 月 1 日付で普通株式 1 株につき 2 株とする株式分割を行い、普通株式の発行済株式数が 5,952,458 株増加しました。

また、2021 年 12 月 14 日付の公募増資により、発行済み株式総数は 750,000 株増加し、2021 年 12 月 31 日までの新株予約権の行使に伴う新株発行等により、2,192,256 株増加しました。これにより、普通株式の発行済株式数が 14,733,190 株となりました。

なお、2021 年 11 月 12 日開催の取締役会決議に基づき、2022 年 1 月 1 日付で、普通株式 1 株につき 2 株の割合で株式分割を行っております。また、当該株式分割に伴い、発行可能株式総数を分割比率に合わせて変更しております。これにより発行済株式数の総数は 14,733,190 株増加し、29,466,380 株となり、発行可能株式総数は 42,000,000 株増加して 84,000,000 株となっております。

3. 会社の新株予約権に関する事項

(1) 当連結会計年度の末日に当社役員が保有する新株予約権等の内容の概要及び保有人数

名称		第6回新株予約権
発行決議の日		2018年9月10日付臨時株主総会決議
新株予約権の数		140,000個
交付された者の人数		1人
新株予約権の目的である株式の種類及び数		普通株式 140,000株 [840,000株]
新株予約権の発行価額		新株予約権1個当たり27円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1株当たり1,000円 [167円]
新株予約権の行使期間		2018年9月10日から2028年9月9日まで
新株予約権の主な行使条件		(注) 2
役員の保有状況	取締役(社外取締役を除く)	新株予約権の数 112,000個 目的となる株式の種類と数 普通株式 112,000株 [672,000株] 保有者数 1名

名称		第7回新株予約権
発行決議の日		2018年9月10日付臨時株主総会決議
新株予約権の数		210,000個
交付された者の人数		1人
新株予約権の目的である株式の種類及び数		普通株式 210,000株 [1,260,000株]
新株予約権の発行価額		新株予約権1個当たり27円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1株当たり1,000円 [167円]
新株予約権の行使期間		2018年9月10日から2028年9月9日まで
新株予約権の主な行使条件		(注) 2
役員の保有状況	取締役(社外取締役を除く)	新株予約権の数 1,991個 目的となる株式の種類と数 普通株式 1,991株 [11,946株] 保有者数 1名

(注) 1. 当社は、2020年9月17日付で普通株式1株につき3株、2021年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、当該分割後の株式数並びに権利行使価額の換算値を[]にて記載しております。

2. 新株予約権の行使条件は以下のとおりです。

- ① 本新株予約権者は、本新株予約権の内容または本契約の他の規定に基づき許容される限りにおいて、2018年9月10日(以下「起算日」とする。)から、当社の役員、従業員、アドバイザーまたはコンサルタント(以下「役務等提供者」と総称する。)のいずれの地位も喪失した日(死亡または就業不能となった場合には当該日)までの期間(以下「参画期間」といいます。)内、(i)起算日から1年後の応当日(以下「行使開始可能日」といいます。)において、割当予約権数の10%までの個数の本新株予約権を行使することができることとなり、(ii)以後行使開始可能日から1年ごとの応当日(該当する日が存在しない場合、当該年の末日)が到来する都度、割当予約権数の10%に相当する個数(合計数に端数が出る場合には1個未満の端数切り捨て)の本新株予約権を行使することができるものとする。

- ②本新株予約権者は、当社の取締役会がその株式を国内または国外の証券取引所に上場することを決議する日までは、本新株予約権の全てを行使することができないものとする。但し、新株予約権者の死亡により、法定相続人がこれを行行使する場合（新株予約権者の死亡から6ヶ月以内の行使に限ります。）には、この限りではない。
- ③本新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の最終日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができない。
- (i) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」、株主割当てによる場合その他普通株式の株式価値とは異なると認められる価格で行われる場合を除く。）。
- (ii) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
- (iii) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき。
- (iv) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によりDCF法ならびに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額を下回ったとき（但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が第三者評価機関等と協議の上本項への該当を判断するものとする。）。
- (2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役 CEO	城口 洋平	SMAP ENERGY LIMITED CEO Japan Energy Capital 合同会社 職務執行者
代表取締役 COO	有田 一平	オーベラス・ジャパン株式会社 代表取締役
取締役	武田 稔	—
取締役	森 暁彦	—
取締役	吉原 信一郎	株式会社エプコ 代表取締役 CFO
取締役	藤田 研一	—
常勤監査役	日岡 篤史	スマートキャンプ株式会社 監査役 ADXL 株式会社 監査役
監査役	横山 敬子	横山敬子公認会計士事務所 代表 株式会社 nobitel 常勤監査役 株式会社カラダノート 社外取締役（監査等委員）
監査役	タム・ピーター	ヴァスコ・ダ・ガマ法律会計事務所 パートナー

(注) 1.2021年3月30日開催の定時株主総会において、城口洋平氏、有田一平氏、武田稔氏、森暁彦氏、吉原信一郎氏は取締役に再任され、また藤田研一氏は取締役に選任され、就任いたしました。

- 2.武田稔氏、森暁彦氏、吉原信一郎氏、藤田研一氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 3.日岡篤史氏、横山敬子氏、タム・ピーター氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 4.武田稔氏は、エネルギー業界における豊富な知見、経験を有しており、かつ、グローバル企業における経営者としての経験を有しております。
- 5.森暁彦氏は、エネルギー業界における豊富な知見、経験を有しており、かつ、投資銀行での勤務や上場企業における CFO としての職務を通じた資本市場における経験、知見を有しております。
- 6.吉原信一郎氏は、エネルギー業界における豊富な知見、経験を有しており、かつ、上場企業における代表取締役 CFO としての経験を有しております。
- 7.藤田研一氏は、エネルギー業界における豊富な知見、経験を有しており、かつ、グローバル企業における経営者としての経験を有しております。
- 8.日岡篤史氏は、上場企業における会計・財務・人事に関する経験、知識を有しており、また、複数企業における監査役としての経験も有しております。
- 9.横山敬子氏は、公認会計士として会計・財務に関する経験、知識を有しており、また、監査法人において企業監査の豊富な経験を有しております。
- 10.タム・ピーター氏は弁護士であり、企業法務を専門とする日本法弁護士として法務に関する知見を有しております。
- 11.当社は、武田稔氏、森暁彦氏、吉原信一郎氏、藤田研一氏、日岡篤史氏、横山敬子氏、タム・ピーター氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 12.当社は会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することになる役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を補填することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者には当社取締役が含まれており、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第 427 条第 1 項に基づき、社外取締役及び監査役との間において、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第 425 条第 1 項各号に定める最低責任限度額としております。

(3) 当連結会計年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役 員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報 酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除 く)	28,200	28,200	—	—	2
監査役 (社外監査役を除 く)	—	—	—	—	—
社外取締役	6,000	6,000	—	—	4
社外監査役	12,840	12,840	—	—	3
合計 (うち社外役員)	47,040	47,040	—	—	9 (7)

① 役員報酬等の決定方針

当社役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定め、その内容は基本報酬と賞与から構成されております。当該方針に基づき、株主総会の決議により役員の報酬総額の上限を定めており、その範囲内で支給することとしております。基本報酬につきましては、取締役の職務執行の対価として、当該取締役の役位と役割貢献度に応じ、業界水準や当社業績等の事情を考慮し決定することとしております。賞与につきましては、当社業績及び各役員の業績への寄与度等を考慮し決定することとしております。なお、当社は役員の報酬等において業績連動報酬制度は採用していません。

当該事業年度に係る報酬等の額は、2021 年 3 月 30 日の取締役会にて、個別の金額を開示したうえで固定報酬の付与を決議しており、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

他方、当社では株主の皆様との価値共有により、当社の株主価値の創出並びに毀損の防止、及び信用維持へのインセンティブを付与することを目的として、役員報酬等とは別に、当社代表取締役 CEO の城口洋平が委託者となって設定された時価発行新株予約権信託[®]を活用したインセンティブ・プランを導入しております。かかる考えのもと、当社では取締役のインセンティブと株主価値を連動させることを企図し、取締役に対して金銭による報酬以外に、指名・報酬委員会において審議された評価内容に基づく新株予約権の付与を行っております。当該新株予約権は、会社法上の報酬には該当しないものの、当社ビジョンの実現に向けたコーポレート・ガバナンスの確立においては意義があるものと考えております。

② 報酬等に関する総会決議

取締役の報酬限度額は、2020 年 3 月 31 日開催の定時株主総会において、年額 100 百万円以内と決議いただいております。また監査役の報酬限度額は、2020 年 3 月 31 日開催の定時株主総会において、年額 30 百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は 5 名（うち、社外取締役は 3 名）、監査役の員数は 3 名です。

(4) 社外役員に関する事項

①社外役員の重要な兼職先との関係

社外取締役吉原信一郎氏は、株式会社エプコの代表取締役 CFO を兼務しております。当社と兼職先との間には、当社のコールセンター業務の一部を委託する取引関係があり、当社にとっての利益相反取引に該当することから、当該取引の当社にとっての必要性及び取引条件の合理性を検討の上、会社法に従い取締役会決議による個別承認を行っております。

社外監査役日岡篤史氏は、スマートキャンプ株式会社及び ADXL 株式会社の監査役を兼務しております。当社と各兼職先との間には特別の利害関係はありません。

社外監査役横山敬子氏は、横山敬子公認会計士事務所の代表、株式会社 nobitel の常勤監査役、株式会社カラダノートの社外取締役（監査等委員）を兼務しております。当社と各兼職先との間には特別の利害関係はありません。

社外監査役タム・ピーター氏は、ヴァスコ・ダ・ガマ法律会計事務所のパートナーを兼務しております。当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。

②当連結会計年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	武田 稔	当連結会計年度開催の取締役会 25 回の全てに出席し、上場企業の取締役としての専門的見地から議案審議等に必要かつ的確な助言・提言を行っており、取締役会における多角的かつ健全な議論を牽引する役割を果たしている他、指名報酬委員会の議長として、主体的に議論に参加し、意思決定の透明性と客観性を担保する役割も果たしております。
取締役	森 暁彦	当連結会計年度開催の取締役会 25 回の全てに出席し、上場企業 CFO としての経験に基づいた専門的見地から議案審議等に必要かつ的確な助言・提言を行っており、取締役会における多角的かつ健全な議論を牽引する役割を果たしている他、指名報酬委員会の委員として、主体的に議論に参加し、意思決定の透明性と客観性を担保する役割も果たしております。
取締役	吉原 信一郎	当連結会計年度開催の取締役会 25 回の全てに出席し、上場企業 CFO としての専門的見地から議案審議等に必要かつ的確な助言・提言を行っており、取締役会における多角的かつ健全な議論を牽引する役割を果たしております。
取締役	藤田 研一	2021 年 3 月 30 日の就任以降に開催された当連結会計年度開催の取締役会 20 回の全てに出席し、グローバル企業の経営責任者としての専門的見地から議案審議等に必要かつ的確な助言・提言を行っており、取締役会における多角的かつ健全な議論を牽引する役割を果たしております。
監査役	日岡 篤史	当連結会計年度開催の取締役会 25 回の全て及び監査役会 14 回の全てに出席し、上場企業における豊富な実務経験から議案審議等に必要かつ的確な助言・提言を行う他、取締役会との連携強化や、コンプライアンス・リスク管理委員会における主体的な発言等を通じ、取締役会が実効性の高い監督機能を担うために必要な役割を果たしております。

区分	氏名	主な活動状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
監査役	横山 敬子	当連結会計年度開催の取締役会 25 回の全て及び監査役会 14 回の全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から議案審議等に必要かつ的確な助言・提言を行う他、外部会計監査人との連携等を通じて、取締役会が実効性の高い監督機能を担うために必要な役割を果たしております。
監査役	タム・ピーター	当連結会計年度開催の取締役会 25 回の全て及び監査役会 14 回の全てに出席し、弁護士としての専門的見地から議案審議等に必要かつ的確な助言・提言を行う他、外部期待を踏まえたコンプライアンスやガバナンス体制の在り方等について助言・提言を行っており、取締役会が実効性の高い監督機能を担うために必要な役割を果たしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額	29,600 千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,900 千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額についての同意の判断を行っております。
3. 上記以外に、当連結会計年度において前連結会計年度に係る追加報酬が4,500千円あります。
4. 当社の重要な海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む)の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任あずさ監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外にコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

1. 監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断された場合、必要と認められるときは、監査役全員の同意により会計監査人を解任致します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨と解任の理由を説明致します。
2. 監査役会は、会計監査人の監査の品質、職務遂行の状況等を総合的に勘案し、再任しないことが適切であると判断した場合には、会社法第344条の定めに従い、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定致します。

6. 会社の体制及び方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める業務の適正性を確保するための体制として、「内部統制システム構築に関する基本方針」を定めており、当該方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。

(1) 業務の適正性を確保するための体制

- ①当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 当社は、企業行動規範として、「コンプライアンス規程」をはじめとするコンプライアンス諸規程を整備するとともに、これらを遵守することを全取締役及び全従業員に徹底させる。
 - (b) 当社は、取締役会を設置し、法令・定款等の違反行為が発生した場合は、迅速に情報を把握し、その対処に努める。
 - (c) 当社は、「内部通報規程」に基づき内部通報制度を構築し、法令・定款違反行為を未然に防止する。
 - (d) 当社は、執行部門から独立した内部監査部門を置き、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。監査業務により発覚したコンプライアンス違反を、取締役及び監査役に報告する。
 - (e) 当社は、適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、経理及び決算業務並びに財務報告に関する規程やマニュアル等を制定すると共に、経理業務から独立した担当者が評価し、財務報告に係る内部統制の環境整備と有効性向上を図る。
 - (f) 反社会的勢力との一切の関係を遮断し、不当な要求等を受けた場合には毅然たる態度で対応するための制度を構築する。
- ②当社の取締役の職務執行に関する情報の保存及び管理に関する体制
 - (a) 当社は、「文書管理規程」に従い、経営一般に関する重要文書、決裁及び重要な会議に関する文書または財務・経理に関する文書等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要な文書等について、適切に作成、保存、授受及び廃棄する。
 - (b) 当社は、前号の規程において、保存期間、文書種別責任者、文書等（電磁的記録を含む。以下同じ。）の保存及び廃棄の管理方法を定め、運用する。
- ③当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) 当社は、「リスク管理規程」において、種々のリスクを管理するための体制及びリスクマネジメントシステムを維持するための仕組みなどを定め、処々のリスクを定期的に、また、必要に応じて把握・評価する。
 - (b) 当社は、(a)の方針に則り、各事業部長が全社的なリスクにおいて各部門において顕在化している又は潜在的なリスクを識別及び分類する。
 - (c) 各事業部長は、識別又は分類されたリスクに関して、経営執行会議へ報告する体制とし、経営執行会議は、報告されたリスクについて、評価を行ったうえで、必要と認めるリスクについてはコンプライアンス・リスク管理委員会に報告する。
 - (d) 経営上の重大なリスクに対してはコンプライアンス・リスク管理委員会において十分な審議を行った上で、必要に応じて取締役会にて適切に対応する。
- ④当社及び子会社の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 取締役会を月1回定期に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を図る。
 - (b) 取締役は、取締役会で定めた事業計画及び予算に基づき効率的な意思決定を行い、予算の進捗状況について取締役会に報告する。
 - (c) 取締役会において月次業績のレビューを行い、改善策を策定する。
 - (d) 「業務分掌一覧」「職務権限規程」を定め、業務執行を効率的に行うとともに必要に応じて適宜改正を行う。
- ⑤当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制
 - (a) 子会社の業務の円滑と管理の適正化を目的として、「関係会社管理規程」を定める。

- (b) 当社は、取締役会等の重要な会議において、出席する子会社取締役より、子会社の営業成績、財務状況及びその他の重要な情報について報告を受ける。
- (c) 当社内部監査部門が子会社の業務執行、管理状況について内部監査を行い業務の適正を確保する体制を構築する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (a) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めたとき、当社は、当社の使用人の中から監査役補助者を任命するものとする。
- (b) 監査役職務を補助すべき使用人の任命、異動等の人事に係る事項の決定については、監査役会の事前の同意を得るものとする。
- (c) 当社は、監査役職務を補助すべき使用人が置かれた場合、監査役の指揮命令に従うべき旨を当社の役職員に周知徹底する。
- ⑦ 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役会に報告するための体制その他監査役会への報告並びに報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (a) 取締役及び使用人は、監査役会の定めに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
- (b) 監査役への報告及び情報提供を以下のとおり行う。
- ・ 取締役会での報告及び情報提供
 - ・ 各事業部長等へのヒアリング時の報告及び情報提供
- (c) 上記(a)(b)に基づき報告を行った従業員が、そのことを理由として、不利な取扱いを受けないように、当該従業員に対しては、「内部通報規程」に準じた当事者保護の措置をとるものとする。
- ⑧ 監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
- (b) 監査役は、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
- (c) 監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。
- (d) 監査役は、取締役会への出席に加えて必要と認める社内の重要会議に出席し、重要事項の報告を受けるほか、意見を述べるものとする。
- ⑨ 監査役職務の執行について生じる費用の前払又は償還の処理に関する事項
- 監査役が、その職務執行について生じる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要でないとして認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(2) 業務の適正性を確保するための体制の運用状況の概要

- ①取締役6名のうち4名を社外取締役、監査役3名全員を社外監査役としてそれぞれ選任しており、社外取締役及び社外監査役が中立的な立場から有益な監督及び監査を行える体制を整備し、経営監視機能の強化を図っております。なお、取締役候補者の選任は、任意で設置した指名・報酬委員会の審議に基づき、取締役会において決定するプロセスとなっております。
- ②主な会議の開催状況として、取締役会は25回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が全てに出席いたしました。その他、監査役会は14回開催いたしました。
- ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制の整備のために、当社ではリスク管理規程を制定しております。当該リスク管理規程に基づき、代表取締役CEOを議長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設立し、当社の事業推進におけるリスクの洗い出し、重点対応リスク項目の決定及びリスク対応施策の実行を実施しております。
- ④当社では、コンプライアンスに関する取り組みを強化するため、人事総務室（法務）が開催するコンプライアンス関連研修を全7回に亘り全社員に対して実施し、またハラスメント防止、情報セキュリティ、個人情報保護、インサイダー取引防止、コーポレート・ガバナンス、海外贈収賄といった多様なテーマでのコンプライアンス研修を実施することで、社内でのコンプライアンス意識の向上に努めております。また、コンプライアンス体制強化の目的で、内部通報規程を制定し、常勤監査役に加えて外部弁護士事務所を通報窓口として設定し、窓口の複数化を実施しております。
- ⑤当社では、2017年12月期より代表取締役直轄の内部監査室を設立しており、当連結会計年度においても内部監査部が定めた内部監査計画に基づき、当社の内部監査を実施しました。
- ⑥監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、両代表取締役及び社外取締役、執行役員、内部監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ⑦2017年6月に子会社化した英国の非上場1社、及び、2021年11月に子会社化した日本の非上場企業1社を加えた企業集団としての内部統制の構築のため、当社代表取締役が子会社の代表取締役を兼任し、また当社のCFO室が中心となり社内規程の整備、各種研修の実施を行いました。また、子会社の内部監査についても内部監査計画に基づきこれを実施しております。

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	5,981,521	流 動 負 債	1,126,423
現金及び預金	5,475,893	買 掛 金	16,119
売 掛 金	391,735	短 期 借 入 金	9,900
関係会社短期貸付金	37,000	1年内返済予定の長期借入金	49,992
前 払 費 用	52,245	未 払 金	305,458
そ の 他	30,905	未 払 費 用	24,936
貸 倒 引 当 金	△6,258	未 払 法 人 税 等	121,727
		未 払 消 費 税 等	70,792
		前 受 金	3,432
		預 り 金	18,559
		販 売 促 進 引 当 金	505,506
固 定 資 産	1,008,011	固 定 負 債	950,008
有形固定資産	15,189	長 期 借 入 金	950,008
建 物	6,153		
工具、器具及び備品	9,035	負 債 合 計	2,076,431
無形固定資産	93,928	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	55,486	株 主 資 本	4,987,689
ソフトウェア仮勘定	38,441	資 本 金	3,036,055
投資その他の資産	898,893	資 本 剰 余 金	3,036,045
関係会社株式	509,979	資 本 準 備 金	3,036,045
関係会社出資金	288,470	利 益 剰 余 金	△1,084,303
関係会社長期貸付金	150,000	そ の 他 利 益 剰 余 金	△1,084,303
そ の 他	41,955	繰 越 利 益 剰 余 金	△1,084,303
貸 倒 引 当 金	△91,511	自 己 株 式	△108
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	△82,704
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△82,704
		新 株 予 約 権	8,116
		純 資 産 合 計	4,913,100
資 産 合 計	6,989,532	負 債 純 資 産 合 計	6,989,532

損益計算書

(2021年1月1日
2021年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		2,840,640
売 上 原 価		328,815
売 上 総 利 益		2,511,824
販売費及び一般管理費		2,467,188
営 業 利 益		44,636
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	6,012	
受 取 手 数 料	10,852	
投 資 事 業 組 合 運 用 益	5,063	
特 典 失 効 益	10,111	
そ の 他	328	32,368
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	15,951	
株 式 交 付 費	23,070	
支 払 手 数 料	30,851	
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	33,656	
そ の 他	2,716	106,245
経 常 損 失		29,241
税 引 前 当 期 純 損 失		29,241
法人税、住民税及び事業税	82,785	82,785
当 期 純 損 失		112,027

株主資本等変動計算書
2021年1月1日から
(2021年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						株主資本合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	906,802	906,792	906,792	△972,276	△972,276	—	841,318
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	2,129,253	2,129,253	2,129,253				4,258,507
当 期 純 損 失				△112,027	△112,027		△112,027
自 己 株 式 の 取 得						△108	△108
株主資本以外の項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)							
当 期 変 動 額 合 計	2,129,253	2,129,253	2,129,253	△112,027	△112,027	△108	4,146,371
当 期 末 残 高	3,036,055	3,036,045	3,036,045	△1,084,303	△1,084,303	△108	4,987,689

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価 証券評価差 額 金	評価・換算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	—	—	14,250	855,568
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				4,258,507
当 期 純 損 失				△112,027
自 己 株 式 の 取 得				△108
株主資本以外の項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	△82,704	△82,704	△6,133	△88,838
当 期 変 動 額 合 計	△82,704	△82,704	△6,133	4,057,532
当 期 末 残 高	△82,704	△82,704	8,116	4,913,100

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2～5年

工具、器具及び備品 3～5年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

・ 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 販売促進引当金

販売促進を目的として行う特典の付与による支出に備えるため、将来発生見込額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度まで区分掲記していた「営業外収益」の「ギフトカード失効益」は、より実態に即した明瞭な表示とするため、当事業年度より「特典失効益」に科目名を変更しております。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

販売促進引当金の計上

当社は、当社の提供する切替プラットフォーム上で行う電気・ガス契約の切替を行ったユーザーに対し、切替から一定期間を経過した後、ギフト券やキャッシュバック等の特典の付与を行うことがあります。ユーザーの切替時点で当社の売上は計上される一方で、当該特典の付与に伴う費用発生は将来時点となることから、売上計上時点において販売促進引当金を計上しております。

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
販売促進引当金	505,506

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算定方法及び主要な仮定

販売促進引当金は、当社の提供する切替プラットフォーム上で行われたユーザーの電気・ガス契約の切替実績に基づく将来の特典付与予定額に、過去の実績を基に見積もった特典発行率を乗じて算定しております。

特典は切替後一定期間経過した後、ユーザーからの申請に基づき付与します。

特典を申請できる期間には期限を設けており、期限を過ぎればユーザーの特典を受ける権利は失効します。

特典の金額は、契約する事業者ごとに異なり、同じ事業者でも時期によって特典金額を変更する場合があります。

特典付与予定額は、特典の付与を受ける権利の行使期間が未到来となっているもの、及び、権利行使期間にあるものの権利未行使となっているものの総額です。

特典発行率は、付与する特典金額の多寡により異なる傾向があるため、特典金額を一定の金額区分ごとに分けて見積もっております。また、ユーザーが特典の付与を受ける権利を行使する傾向は過去実績と同水準であるとの仮定に基づき、特典付与実績がある特典金額区分については、直近1年間の平均発行率をもとに算出した想定発行率（特典金額の区分ごとに算出）を用いており、特典付与実績が十分に存在しない特典金額区分の発行率については、他の特典金額区分の実績を基礎に見積もっております。

②翌年度の計算書類に与える影響

販売促進引当金の算定基礎である特典発行率は過去の実績に基づいており、今後ユーザーの特典を受ける権利行使の動向に変動が生じた場合には、計上した販売促進引当金の額と実際の特典発行額に乖離が生じ、翌年度の計算書類において、販売促進引当金の増加又は戻入の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

関係会社株式	349,854 千円
計	349,854 千円

②担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	49,992 千円
長期借入金	200,008 千円
計	250,000 千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 54,530 千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、金銭債務（区分表示したものを除く）は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	51,326 千円
② 短期金銭債務	10,302 千円

(4) 貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関2行と当座貸越契約を締結しております。当該契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越契約の総額	300,000 千円
借入実行残高	9,900 千円
差引額	290,100 千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	126,844 千円
売上原価	18,721 千円
販売費及び一般管理費	75,915 千円

営業取引以外の取引高

受取手数料	10,600 千円
受取利息	6,000 千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	—	43 株	—	43 株
合 計	—	43 株	—	43 株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加事由は以下のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 43 株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

ソフトウェア	40,566 千円
関係会社株式	18,839 千円
貸倒引当金	29,942 千円
販売促進引当金	154,810 千円
繰越欠損金	115,330 千円
その他	16,266 千円
繰延税金資産小計	375,755 千円
評価性引当額	△375,755 千円
繰延税金資産合計	—千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関 係	取 引 内 容	取引金額 (千円) (注2)	科 目	期末残高 (千円) (注2)
子 会 社	SMAP ENERGY LIMITED	所有 直接 100.0%	管理業務の提供 役員の兼任 人員の出向 オフィスの賃貸 資金の貸付 データ解析委託業務	管理業務の提供 (注1)	9,600	未収収益	800
				資金の貸付 (注3)	—	関係会社 長期貸付金	150,000
				利息の受取 (注3)	6,000	未収収益	—
				業務委託 (注4)	94,637	買掛金	3,104
	未払金	6,593					
	オーベラス・ ジャパン株式会社	所有 直接 100.0%	管理業務の提供 役員の兼任 資金の貸付	管理業務の提供 (注1)	1,000	未収収益	1,100
資金の貸付 (注5)				37,000	関係会社 短期貸付金	37,000	
関連会社	Japan Energy Capital 合同会社	— (注6)	管理業務の提供	業務委託 (注7)	126,844	売掛金	36,492

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 管理業務の提供価格については、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、每期価格交渉の上、決定しております。
2. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
3. 利率については、市場金利等を勘案し、両者の協議により合理的に決定しております。なお、貸倒引当金 79,446 千円を設定しております。また、当事業年度において 33,656 千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
4. 業務委託費については、業務の負荷等を勘案し、双方の協議の上決定しております。
5. 利率については、市場金利等を勘案し、両者の協議により合理的に決定しております。
6. 実質的な影響力を持っているため関連会社としたものであります。
7. 業務委託手数料については、双方の協議の上決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種 類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関 係	取引内 容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
役 員	城口 洋平	所有 直接 16.67%	当社代表取締役 CEO	ストック オプションの行使 (注1)	112,841	—	—
	有田 一平	所有 直接 9.80%	当社代表取締役 COO	ストック オプションの行使 (注1)	84,785	—	—

(注) 1. 2017年6月8日付の臨時株主総会決議に基づき付与された第3回新株予約権、及び、2018年9月10日付の臨時株主総会決議に基づき付与された第6回新株予約権のうち、当事業年度における権利行使を記載しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額 166円46銭

(2) 1株当たりの当期純損失 4円26銭

(注)2021年2月12日開催の取締役会決議に基づき、2021年4月1日付で普通株式1株につき2株とする株式分割を、2021年11月12日開催の取締役会決議に基づき、2022年1月1日付で普通株式1株につき2株とする株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算出しております。

10. 重要な後発事象に関する注記

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2021年11月12日開催の取締役会決議に基づき、2022年1月1日付で株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行っております。

1. 株式分割の目的

投資単位当たりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2021年12月31日(当日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には12月30日)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき2株の割合をもって分割いたしました。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	14,733,190株
株式分割により増加する株式数	14,733,190株
株式分割後の発行済株式総数	29,466,380株
株式分割後の発行可能株式総数	84,000,000株

(3) 分割の日程

基準日公告日	2021年12月15日
基準日	2021年12月31日
効力発生日	2022年1月1日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響については、当該箇所に記載しております。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づく取締役会決議により、2022年1月1日をもって当社定款の一部を変更いたしました。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。(下線部分は変更箇所となります。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>4,200</u> 万株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>8,400</u> 万株とする。

(3) 日程

定款変更の効力発生日 2022年1月1日

4. その他

(1)資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

(2)新株予約権の行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たり行使価額を2022年1月1日以降、以下のとおり調整しております。

新株予約権の名称	調整前行使価額	調整後行使価額
第1回新株予約権	34円	17円
第2回新株予約権	134円	67円
第3回新株予約権	134円	67円
第4回新株予約権	167円	84円
第5回新株予約権	167円	84円
第6回新株予約権	167円	84円
第7回新株予約権	167円	84円

11. その他の注記

(企業結合に関する注記)

取得による企業結合

当社は、2021年10月15日開催の取締役会において、オーベラス・ジャパン株式会社（以下「オーベラス社」）の発行済株式の100%を取得して子会社化することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結し、2021年11月1日付で全株式を取得いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 オーベラス・ジャパン株式会社

事業の内容 電力事業：法人顧客向け電力切替サービス

不動産事業：会員制不動産売買プラットフォームサービス「the REMS」の運営等

(2) 企業結合を行う主な理由

オーベラス社は「すべての不動産プレーヤーに最良のコンテンツを提供し、不動産投資市場の健全な発展に寄与する」というビジョンの元、主にデベロッパーや不動産オーナー、J-REIT・ファンド向けに収益性向上のための電力切替サービス、及び不動産売買プラットフォームサービスを展開しています。

当社としては本株式取得を通じて、不動産業界の顧客基盤を強化し、当社のプラットフォームを通じた価格競争力のある電力切替に加えて、再生可能エネルギー100%のプランを始めとした不動産業界の顧客ニーズに沿った形での電力切替サービスを提供することで、当社グループのプラットフォーム価値の更なる向上を目指すと共に、不動産業界の脱炭素化を支援して参ります。

以上より、本株式取得は、当社グループの安定性の増強、収益力の強化に寄与し、当社グループの企業価値の向上に資するものと考えております。

(3) 企業結合日

2021年11月1日

(4) 企業結合の法的形式

株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更ありません。

(6) 取得する議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得することによる。

2. 連結累計期間に係る連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

2021年11月1日から2021年12月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	349百万円
-------	----	--------

取得原価		349百万円
------	--	--------

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等	8百万円
-----------	------

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額

377,769千円

(2) 発生原因

取得原価が取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回ったため、その差額をのれんとして計上しております。

(3) 償却方法及び償却期間

7年間にわたる均等償却を実施しております。

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	65,832 千円
固定資産	—
資産合計	<u>65,832</u>
流動負債	49,239
固定負債	44,508
負債合計	<u>93,747</u>

7. 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当連結会計年度における概算額の算定が困難であるため、記載しておりません

独立監査人の監査報告書

2022年2月22日

ENECHANGE 株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉山 正樹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 比留間 郁夫

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ENECHANGE株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月24日

ENECHANGE 株式会社 監査役会

常勤監査役 日岡篤史 ㊟
(社外監査役)

監査役 横山敬子 ㊟
(社外監査役)

監査役 タム・ピーター ㊟
(社外監査役)